

# 川崎市上下水道局請負工事検査実施要領

(平成20年7月31日20川水総契第206号)

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市上下水道局請負工事検査規程（昭和47年水道局規程第24号。以下「検査規程」という。）その他法令に定めるもののほか、上下水道局において発注する請負工事（以下「工事」という。）の検査を適正かつ効率的に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(検査員の指名基準等)

第2条 検査規程第4条第1項に規定する検査員には、土木工事、建築工事、電気工事及び機械工事のうち、主たる工事種別に該当する技術を要する技術職員を指名する。ただし、当該工事の内容を勘案し複数の検査員が必要であると認めるときは、工事種別ごとに該当する技術を要する技術職員を、その工事種別を担当する検査員として指名することができる。

2 検査規程第4条第2項に規定する検査員には、当該工事担当課以外の課等の係長級以上の技術職員（上下水道事業管理者が指定する担当係長を除く。）を指名するものとする。

3 検査規程第4条第3項ただし書及び第5条第2項ただし書に規定する上下水道事業管理者が特に必要であると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当する検査を行う場合とするものとする。

(1) 災害その他異常な事態の発生によって、検査を行う工事現場への交通が著しく困難であるため、監督員又は監督の職務を委託された者以外の者により行うことが著しく困難な検査

(2) 検査に特別の技術を要するため、監督員又は監督の職務を委託された者以外の者により行うことが著しく困難な検査

(検査の中止)

第3条 検査規程第9条に規定する適正な検査ができないと認められるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 請負人が検査の執行を妨害したとき

(2) 工事の施工状況等が契約書、図面、仕様書その他関係書類と著しく相違しているとき又は工事の施工結果等に重大な欠陥を発見したとき

(3) 前2号に定めるもののほか中止せざるを得ない状況が生じたとき

(工事の契約解除に伴う検査)

第4条 工事の契約が解除された場合において、引渡しを受けられる部分がある場合は既済部分検査に準じて行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日22川水総契第2号)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日25川上総管第2982号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。